

## 令和6年度以降の分野横断評価について

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付  
政策立案・評価担当参事官室

# 令和6年度以降の分野横断評価について

## 第5期計画期間からの分野横断評価について

- 厚生労働省における政策評価においては、第5期計画期間からの新たな取組として、「複数の施策目標にまたがり、厚生労働省内で分野横断的に実施している政策の評価」（以下「分野横断評価」という。）を試行的に実施。

### 【分野横断評価の実施経緯・趣旨】

- 厚生労働省で実施している幅広い政策を丁寧に評価するという観点から、目標管理型の政策評価（実績評価方式）は、基本計画別紙で定める政策体系に基づく施策目標単位で実施。
- 一方、近年、複合的な課題を抱える対象者層に対して、複数の施策が連携してアプローチするケースが増加。
- 第5期基本計画期間では、複数の施策目標にまたがる「分野横断的な課題」の進捗状況を評価する取組を新たに実施。

→ 対象が複合的な課題を抱えていることなどにより、医療・労働・福祉の分野の施策が連携してアプローチしている政策が現にある場合に、その政策全体を評価する場を設け、今後の改善に向けた材料を示すことを目指す。

## 令和6年度以降の分野横断評価について

- これまでの分野横断評価の試行的実施の結果を踏まえ、テーマの選定にあたり、施策に関する見直しの議論の状況や制度改正のタイミング、複数の施策目標にまたがっていると言えるかなど各種の要素や、有識者会議委員の希望テーマを踏まえ、より慎重かつ丁寧な検討を行えるスケジュールで行うことも考えられる。
- このため、次回の分野横断評価については、テーマの選定や評価書の作成にあたり十分な調整・準備期間が設けられるよう、試行的に隔年実施として、次回の分野横断評価は令和6年度ではなく令和7年度に行うこととしてはどうか。
- ※ 令和6年度の「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」には、「複数の施策目標にまたがり、厚生労働省内で分野横断的に実施している政策のうち、政策評価の対象とするものについて、総合評価方式により評価することとしているが、令和6年度は実施しない」旨規定する。
- ※ 令和9年度以降の次期計画期間における分野横断評価の在り方をどうするかは、令和7年度までの計3回の分野横断評価の実施の結果を踏まえ改めて検討。

## 参考 1 : 令和 6 年度に分野横断評価を行わない場合のスケジュール (案)

令和 6 年 3 月 第 32 回有識者会議	・ 令和 5 年度分野横断評価書案について審議 ・ 令和 6 年度実施計画について審議 ・ 令和 7 年度分野横断評価の希望テーマについてアイデア出し
令和 6 年 6 月 目処	・ 令和 5 年度分野横断評価書公表
令和 7 年 3 月 第 33 回有識者会議	・ 令和 7 年度分野横断評価テーマ決定
令和 8 年 3 月 第 34 回有識者会議	・ 令和 7 年度分野横断評価書案について議論

## 参考 2 : 厚生労働省における政策評価に関する基本計画 (第 5 期) (抜粋)

第 7 事後評価の実施に関する事項 1 事後評価の対象とする政策及び評価方式

### 1 事後評価の対象とする政策及び評価方式

事後評価の対象とする政策及び評価方式については、以下のとおりとする。その他の具体的な事後評価の対象とする政策、評価方式等については、法第 7 条第 1 項の規定に基づき、毎年度策定する「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」(以下「実施計画」という。)において定める。

(1) ~ (6) (略)

(7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、複数の施策目標にまたがり、厚生労働省内で分野横断的に実施している政策

総合評価方式を基本とする。なお、厚生労働省内で分野横断的に実施している政策のうち、各年度に事後評価の対象とする政策については、第 8 に規定する政策評価に関する有識者会議の意見等を踏まえ、毎年度の実施計画において定める。

## 参考 3 : 厚生労働省における事後評価の実施に関する計画 (令和 5 年度) (抜粋)

第 3 事後評価の対象及び評価の方法

事後評価の対象及び評価の方法は以下に掲げるとおりとする。

7 複数の施策目標にまたがり、厚生労働省内で分野横断的に実施している政策 (基本計画第 7 の 1 (7) 関係)

1 から 6 までに掲げるもののほか、複数の施策目標にまたがり、厚生労働省内で分野横断的に実施している政策のうち、令和 5 年度に政策評価の対象とするものについて、総合評価方式により評価する。令和 5 年度の評価対象政策は別紙 2 のとおりとする。

<b>(別紙 2)</b>
<b>令和 5 年度に評価を行う分野横断的に実施している政策</b>
<b>令和 5 年度に評価を実施する分野横断的に実施している政策</b>
障害者の就労支援のための雇用施策と福祉施策の連携強化